

議案第3号

鳥取県立学校管理規則の一部改正について

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり議決を求めます。

令和3年2月10日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

◇鳥取県立学校管理規則の一部改正について

1 規則の改正理由

寄宿舍指導員について、新職を設置すること及び令和2年度をもって鳥取県立皆生養護学校皆浜分校を廃止することに伴う所要の改正を行う。

2 規則案の概要

- (1) 寄宿舍指導員について、寄宿舍主任・寄宿舍副主任の職を廃止し、新職を設置することに伴い、所要の規定の整備を行う。
- (2) 学校の名称等を定める別表から皆生養護学校皆浜分校の欄を削除する。
- (3) 施行期日は、令和3年4月1日とする。

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後						改正前																																																																					
<p>(寄宿舎教諭)</p> <p>第34条 寄宿舎を設ける学校に、<u>寄宿舎教諭</u>を置くことができる。</p> <p>2 <u>寄宿舎教諭</u>は、上司の命を受け、<u>その専門的な知識及び技能を生かし、寄宿舎における児童又は生徒の日常生活上の世話及び生活指導に当たる。</u></p> <p>3 <u>寄宿舎教諭</u>は、寄宿舎指導員の中から、教育委員会がこれを命ずる。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 特別支援学校</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>障がい種別</th> <th>部科名及び学科名</th> <th>修業年限</th> <th>収容定員</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">皆生養護学校</td> <td rowspan="3">略</td> <td colspan="2">略</td> <td rowspan="3">3年</td> <td rowspan="3">米子市上福原七丁目の4</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>高等部</td> <td>普通科</td> </tr> <tr> <td colspan="6">略</td> </tr> </tbody> </table>						名称	障がい種別	部科名及び学科名	修業年限	収容定員	所在地	略						皆生養護学校	略	略		3年	米子市上福原七丁目の4	略		高等部	普通科	略						<p>(寄宿舎主任等)</p> <p>第34条 寄宿舎を設ける学校に、<u>寄宿舎主任及び寄宿舎副主任</u>を置くことができる。</p> <p>2 <u>寄宿舎主任</u>は、上司の命を受け、<u>寄宿舎指導員の業務に従事するとともに、寮務主任又は舎監を補佐する。</u></p> <p>3 <u>寄宿舎副主任</u>は、上司の命を受け、<u>寄宿舎指導員の業務に従事するとともに、寄宿舎主任を補佐する。</u></p> <p>4 <u>寄宿舎主任及び寄宿舎副主任</u>は、寄宿舎指導員の中から、教育委員会がこれを命ずる。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 特別支援学校</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>障がい種別</th> <th>部科名及び学科名</th> <th>修業年限</th> <th>収容定員</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">皆生養護学校</td> <td rowspan="3">略</td> <td colspan="2">略</td> <td rowspan="3">3年</td> <td rowspan="3">米子市上福原七丁目の4</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>高等部</td> <td>普通科</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">皆生養護学校皆浜分校</td> <td rowspan="2">病弱</td> <td>小学部</td> <td>6年</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">米子市車尾四丁目17の9</td> </tr> <tr> <td>中学部</td> <td>3年</td> </tr> <tr> <td colspan="6">略</td> </tr> </tbody> </table>						名称	障がい種別	部科名及び学科名	修業年限	収容定員	所在地	略						皆生養護学校	略	略		3年	米子市上福原七丁目の4	略		高等部	普通科	皆生養護学校皆浜分校	病弱	小学部	6年		米子市車尾四丁目17の9	中学部	3年	略					
名称	障がい種別	部科名及び学科名	修業年限	収容定員	所在地																																																																						
略																																																																											
皆生養護学校	略	略		3年	米子市上福原七丁目の4																																																																						
		略																																																																									
		高等部	普通科																																																																								
略																																																																											
名称	障がい種別	部科名及び学科名	修業年限	収容定員	所在地																																																																						
略																																																																											
皆生養護学校	略	略		3年	米子市上福原七丁目の4																																																																						
		略																																																																									
		高等部	普通科																																																																								
皆生養護学校皆浜分校	病弱	小学部	6年		米子市車尾四丁目17の9																																																																						
		中学部	3年																																																																								
略																																																																											

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。